

事業者向け障害者とのコミュニケーション サポーター養成研修を開催します！

注目!

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障害者への「合理的配慮の提供」が**義務**になりました。

この機会に、障害者が困る場面や障害者とのコミュニケーション方法について、学んでみませんか。

内容

- 障害特性（身体障害、知的障害、精神障害等）を理解する。
- 障害のある人に対するコミュニケーション方法やサポート方法を実践形式で学ぶ。

例・車いすの押し方

- ・聴覚障害者・視覚障害者・知的障害者との
コミュニケーション方法

- 障害のある当事者との対話

テキストも
配布します▶



日程

令和7年11月8日（土曜日）
午後2時から午後5時まで

募集人数

30名程度(先着)

場所

練馬区役所本庁舎20階 交流会場
(練馬区豊玉北6-12-1)

参加費

無料

講師

- ・近藤 茜 氏
アカキカク/ワークショップデザイナー
- ・障害当事者
(車いす、聴覚障害、視覚障害、知的障害)

その他

研修終了後は、
ステッカーを配
付します。

昨年度参加者の声

CHECK!!

- 「聴覚障害の方が救急車を利用するときの方法、盲導犬についても理解できたし、病院の誘導方法を確認することができた（病院勤務）」
- 「接客に心のバリアフリーを心がけていきたい（商店主）」
- 「障害当事者と直接お話できた時間は貴重な体験でした（区立施設職員）」



申込方法

電話、FAX、下記二次元コードいずれかの方法にて、研修センター宛、**令和7年10月24日（金）**までにお申し込みください。

問合せ先

練馬福祉人材育成・研修センター
電 話：03-6758-0145
ファクス：03-5383-7421



参加のお申し込みは
左記の二次元コードより
お申し込みが可能です。